

事 務 連 絡
平成22年10月27日

各

各部政策課長 課（かい）長 施設管理責任者

 様

管 財 課 長
生 活 衛 生 課 長

「香料（香水・整髪料など）自粛のお願いポスター」再掲示について（依頼）

「香料（香水・整髪料など）自粛のお願いポスター」につきましては、従来より各施設に掲示をお願いしております。この件につきまして、格別のご配慮をいただきありがとうございます。

昨今、化学物質過敏症への関心が非常に高まり、この岐阜市作成のポスターを活用する自治体もあります。

現在、ポスターを掲示していただいておりますが、破損や色あせ、またはすでに掲示を取りやめておられる施設も見受けられます。

つきましては、このポスターが多くの方の目に触れるよう、玄関のドアなど、来庁者のよく目に付くところに掲示していただくよう再度お願いします。現在掲示されている施設でも、各施設名、担当課名等を確認し掲示していただくとともに、職員の目の付く場所への掲示も合わせてお願いいたします。

なお、この依頼文を見ることができない施設には、各政策課より連絡をしていただき、印刷サイズ等印刷に支障のある施設については配布等、配慮願います。

ポスターは

組織別索引→健康部・保健所→生活衛生課→その他（化学物質、電磁波）→
化学物質に関する取組→その他の取り組み、資料（香料自粛のお願いポスター）
より印刷できます。